

五所川原市加齢性難聴者補聴器購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が加齢により聴力が低下し、他者とのコミュニケーションが取りにくい高齢者に対して補聴器の購入に要する費用の一部を助成することに関し、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成事業の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 五所川原市内に住所を有し、現に1年以上居住している65歳以上の者
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であり、かつ、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会補聴器相談医（以下「補聴器相談医」という。）により補聴器の必要性を認められた者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に基づく身体障害者手帳（聴覚障害）の交付の対象とならない者
- (4) 過去5年以内にこの要綱による助成金の交付を受けたことがない者

2 市長が特に必要と認める者は、前項の規定にかかわらず助成事業の対象とすることができる。

(対象となる費用)

第3条 助成事業の対象となる費用は、認定補聴器技能者が在籍する補聴器の販売店（以下「販売店」という。）で購入する補聴器本体1台分の購入に要する費用とし、診察料、検査料、証明書料その他の受診に係る費用並びに補聴器の修理、補修及び電池交換に係る費用並びに附属品のみの購入に係る費用は対象としない。

2 市長が特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず助成事業の対象とすることができる。

(助成額)

第4条 助成額は、一人につき5万円を限度（千円未満切捨て）とする。

(申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

- (1) 6か月以内に補聴器相談医が補聴器相談医の証明欄（以下、「証明欄」という。）に記入をしている五所川原市加齢性難聴者補聴器購入費助成金交付申請書（第1号様式。以下

「申請書」という。)。ただし、6 か月以内に発行された診断書の提出により、証明欄への記入を省略できる。

(2) 販売店が作成した見積書（以下、「見積書」という。)

(3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、第2条に規定する要件について審査し、適当と認める申請者に、五所川原市加齢性難聴者補聴器購入費助成金交付決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により通知し、五所川原市加齢性難聴者補聴器購入費助成券兼委任状（第3号様式。以下「助成券兼委任状」という。）を交付する。

2 市長は、助成券兼委任状を交付しないことを決定したときは、五所川原市加齢性難聴者補聴器購入費助成金交付申請却下通知書（第4号様式）を交付する。

(補聴器の購入)

第7条 前条の規定により助成券兼委任状の交付を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、決定通知書の発行日の属する年度内に、見積書を作成した販売店から補聴器を購入するものとし、その際、購入費から助成額を差し引いた額を支払うものとする。

2 交付決定者は、助成金の請求及び受領の権限について販売店へ委任するものとし、助成券兼委任状に必要事項を記入して販売店に提出するものとする。

(助成金の請求)

第8条 交付決定者に対して補聴器を販売した販売店は、市長に対し、当該補聴器の販売日から30日以内に、請求書に助成券兼委任状を添えて市長へ請求するものとする。

2 市長は、販売店から前項の規定により請求があったときは、内容を審査の上、請求を受けた日から30日以内に販売店の指定口座に助成金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により助成を受けたとき

(2) 助成券兼委任状の交付決定前に補聴器を購入したとき

(3) この要綱による助成金の交付を受け購入した補聴器について、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供したとき。

(3) 前3号のほか、この要綱の定めに違反したとき。

2 市長は、交付決定を取り消す場合には、五所川原市加齢性難聴者補聴器購入費助成金交

付決定取消通知書（様式第 5 号）により交付決定者及び販売者に通知しなければならない。

（助成金の返還）

第 1 0 条 市長は、助成金の交付決定を取り消す場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、販売者に対し、五所川原市加齢性難聴者補聴器購入費助成決定取消・返還請求通知書（様式第 6 号）により期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（台帳の整備）

第 1 1 条 市長は、助成金の交付にあたって、五所川原市加齢性難聴者補聴器購入費助成金交付決定簿（様式第 7 号）を備え、必要な事項を記載しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。